

会 議 名	平成27年度第1回港区指定管理者選定委員会
開 催 日 時	平成27年5月18日（月曜日） 午後4時30分から午後5時15分まで
開 催 場 所	区役所4階庁議室
委 員	（出席者） 田中副区長（委員長）、杉本企画経営部長（副委員長）、大澤企画課長、若杉区役所改革担当課長、湯川財政課長、森総務課長、野上契約管財課長 （欠席者） 渡邊総務部長（副委員長）
出席所管課長	堀芝地区総合支所管理課長、茂木高齢者支援課長、有賀産業振興課長
事 務 局	田中指定管理者制度担当係長、黒川指定管理者制度担当
会 議 次 第	1 開会 2 議題 （1）指定管理者の選定について ①三田いきいきプラザ、神明いきいきプラザ、虎ノ門いきいきプラザ（グループ化） ②台場高齢者在宅サービスセンター ③芝高齢者在宅サービスセンター、芝地域包括支援センター（グループ化） ④虎ノ門高齢者在宅サービスセンター ⑤商工会館 3 閉会
配 付 資 料	[席上配付] 資料1～4 指定管理者非公募対象各施設 ・指定管理者候補者選定調書（非公募用） ・指定管理者指定申請に対する審査表 ・職員配置表 ・指定管理者指定申請書 資料5 指定管理者公募対象各施設 ・指定管理者候補者選定調書（公募用） ・指定管理者候補者選考委員会報告書 ・指定管理者応募者提案内容の比較表 ・職員配置表 ・選考委員会採点表 ・指定管理者指定申請書 ・選考委員会議事録 参考資料 平成26年度第7回指定管理者選定委員会会議録
会議の結果及び主要な発言	

議題1 指定管理者の選定について

①三田いきいきプラザ、神明いきいきプラザ、虎ノ門いきいきプラザ

堀芝地区総合支所管理課長

(所管課長から指定管理者候補者選定調書等の説明)

野上委員

事業者が合併される中で、指定期間については、残余期間の平成29年3月31日までとなっている理由はなんですか。もう1点、指定期間が平成29年3月31日までであるならば、今から約2年あります。今年度末まで、今の指定管理者に管理・運営していただいて、28年4月1日から、新たな指定期間とすれば、引き継ぎも次の指定管理者候補者も公募できるのではないですか。資料では、法人の合併に伴う措置であるという記載になっておらず分かりにくいので、今回の措置について、どのように整理しているのか教えてください。

堀管理課長

期間については、残存期間が1年8カ月ほどあり、その期間については、公募によって新たな指定管理者を選定する時間がなく、また、法人から事業継続については何ら変わらない形で運営できるという提案を受けていますので、区としては、残存期間については非公募とし、その期間の新たな公募は考えていません。非公募とした理由については、わかりやすい表現をつけ加えます。

野上委員

今回は、指定期間中に法人の合併があり、やむなく残りの期間は非公募とするというように整理できなかったのかというのが質問の趣旨です。

杉本委員

指定管理者の選定については、公の施設の管理運営について、指定管理者の選定に入る前に庁議で審議、了承されたうえで決定しています。そこで、指定期間や、非公募であること、非公募の理由を示しています。所管課は、それに則っています。

野上委員

わかりました。

湯川委員

二点質問です。事業提案については、新たな提案があったのでしょうか。また、それに伴って収支計画に変更があるのでしょうか。

もう一点ですが、審査結果で、今回は継続性や安定性を評価していると思います。継続した職員配置が提案されているところを評価したのはいいと思いますが、例えば4つ目に芝地区いきいきプラザにおける運営実績が記載されていますが、合併前の法人による芝地区いきいきプラザの運営のことを、今回の百葉の会・東急コミュニティー共同事業体の運営実績として捉えていいのでしょうか。

堀課長

一つ目の質問については、今回の件で新たな提案はありません。今まで提案いただいていたものを遺漏なく行うという提案です。

二つ目の質問の運営の実績については、百葉の会は静岡に本部がありますが、当然、静岡の本部でも病院や地域包括支援等、いろいろな事業を展開しています。それをもとに、東京の現法人も、組織としては残りますので、より財政基盤も強化されますし、職員配置についても将来的には交流もできるのではないかと考えているところです。当然、残存期間については、東京の現組織が引続き運営していくと文書も提出されています。これまでの実績も新法人の実績として考えています。

湯川委員

それは東京の実績と言えるのですか。百葉の会自体は、グループ法人なのですが、その部分は、これまでの実績と捉えていいのでしょうか。

堀課長

完全な吸収合併となり、引き継いで百葉の会が東京の実績も含めて全て吸収します。運営する組織や人員体制についても現状どおり、施設長も同じということを確認し

	ています。
湯川委員	所管課として、グループの事業者であった現法人の実績も百葉の会の実績と認められるため、こういう評価をしたということでしょうか。厳密に言うと、イコールではないですね。
堀課長	百葉の会の実績として認められると判断したということですが、厳密にはイコールではありません。ただし、百葉の会はさらにもっとたくさんの事業を展開していますので、それは評価できるということです。
委員長	いずれにしても、指定期間の背景や、非公募の理由などは分かりやすく記載しておくべきではないでしょうか。今回のケースは、特異な例でもあります。資料修正をお願いします。
堀課長	わかりました。指摘された事項について修正します。
委員長	では、皆さんのご意見を踏まえて資料修正をすることを条件に、三田いきいきプラザ、神明いきいきプラザ、虎ノ門いきいきプラザについては、百葉の会・東急コミュニティー共同事業体を指定管理者候補者として、選定委員会では了承することにします。(結論)
	②台場高齢者在宅サービスセンター、③芝高齢者在宅サービスセンター、芝地域包括支援センター、④虎ノ門高齢者在宅サービスセンター (所管課長から指定管理者候補者選定調書等の説明)
茂木高齢者支援課長	
野上委員	主たる事業者所在地が静岡県富士市で、東京からかなり遠いです。事業者所在地が遠くなることで、東京の支店、ランチなどがあって、運営については、静岡の本部と連携していくということは確認しているのですか。
茂木課長	東京に支所のような形で残ることは確認しています。
委員長	では、実際には、どこに支部があるのですか。
茂木課長	現法人の本部を東京事務所にするという話を受けています。現在の事務所が銀座にあります。そこを東京の支部のような扱いとしていきます。
湯川委員	先ほど、いきいきプラザと同じ質問ですが、②、③、④全ての施設で、新たな事業提案があったのかどうか、また、それによって、収支計画の変更があるのか教えてください。
茂木課長	いきいきプラザと同様に、継続を主眼に置いた提案ということで、収支計画にも変更はありません。
委員長	収支計画は、平成27年度は7月31日からとなっているのですか。
茂木課長	はい、そうです。ただし、虎ノ門高齢者在宅サービスセンターについては指定期間が平成29年3月31日までとなっています。「芝」と「台場」については平成28年3月31日までとなっています。
委員長	台場高齢者在宅サービスセンター、芝高齢者在宅サービスセンター及び芝地域包括支援センター、虎ノ門高齢者在宅サービスセンターの指定管理者候補者として、それぞれ、医療法人財団百葉の会を了承します。(結論)

	<p>⑤商工会館  (所管課長から指定管理者候補者選定調書等の説明)</p>
有賀産業振興課長 野上委員	<p>選考のポイントの記載についてですが、現状の問題点を把握し、改善に向けた具体的な提案がされている点が最大のポイントではないでしょうか。商工会館が引越すことは、予定していることですので、選考のポイントの記載順番や記載内容を工夫したほうがよいのではないのでしょうか。</p>
有賀課長	<p>わかりました。商工会館の課題から、的確に問題点を指摘して、その解決に向けた提案がされていますので、記載内容については、工夫したいと思います。</p>
杉本委員	<p>人員配置表で、「その他」の7人は、提案書を見ても分からないのですが、どういう配置でしょうか。</p>
有賀課長	<p>再委託を予定している警備と清掃の人員です。</p>
杉本委員	<p>わかりました。</p>
湯川委員	<p>選考経過の中の委員の意見として、「提案内容が多く予算とのバランスが少し気になる」という指摘がありますが、具体的にどのようなことですか。また、選定された場合には、予算の部分で何か調整する必要があるのでしょうか。</p>
有賀課長	<p>提案内容については、中小企業振興や人材育成といった観点から、他社に比べて比較的多い事業提案となっています。資料の中で、経費の内訳等を記載していますが、多額ですが、事業運営費は他の事業者に比べて少し抑えられています。選考委員会では、内容が多くて、この予算で実際に執行可能なかどうかを心配いただいた部分だと思っておりますが、工夫次第で実施は可能だと思っています。</p>
湯川委員	<p>予算内で、提案のあった事業は実施していただけるということでしょうか。</p>
有賀課長	<p>提案されたものですから、実行していただきます。</p>
湯川委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>先ほどの意見にもありましたが、選考のポイントについては、選考委員会では、どのような議論があったのでしょうか。また、例えば、公募要項では、こういう要件だけでも、その部分の具体的な提案がなかったなど、具体的な論議はなかったのですか。</p>
有賀課長	<p>確かに、選考委員会の中では、具体的な例を用いて評価する発言が少なかったという印象は持っていますが、選考委員会として、今回、候補者として選考した事業者以外は、観念的な提案が多く、具体的に何をやるのかというものが少ないように感じています。そういう点は、選考委員会で指摘していただいたと思います。具体的な提案は、アクト・テクニカルサポートが比較的多かったという感想を持っています。</p>
委員長	<p>では、報告書の記載については、改めて、内容を確認して工夫することを条件に、商工会館の指定管理者候補者として、株式会社アクト・テクニカルサポートを了承します。</p> <p>(結論)</p> <p>以上で平成27年度第1回港区指定管理者選定委員会を終了します。</p>